

【参考6】

福利厚生事業に関する主な問合せ先一覧

ライフプランセミナーに関する内容についての、主な問合せ先を一覧表にまとめましたので、参考にしてください。

なお、福利厚生事業の担当窓口の詳細については、「令和6年度版福利のしおり」の6・7ページを参照してください。

内 容	問い合わせ先	電 話 番 号
退職手当	教職員課 給与制度・退職手当担当	048 (830) 6670
	さいたま市教職員については、さいたま市教育委員会学校教育部教職員給与課給与係	048 (829) 1655
	その他の市町村費教職員については、各市町村教育委員会	
年 金 制 度	福利課年金担当	048 (830) 6688
組合員・被扶養者の資格 (任 意 継 続)	〃 資格管理担当	〃 6694
任 意 継 続 掛 金	〃 経 理 担 当	〃 6691
医 療 費 等 の 給 付 金	〃 短期給付担当	〃 6696
特定健康診査・特定保健指導	〃 厚 生 担 当	〃 6703
退 職 会 員 互 助 制 度	〃 互助福祉担当	〃 6706
控 除 金 関 係	〃 互助福祉担当	〃 6706
貸付金の償還（返済）	〃 貸付・ライフプラン担当	〃 6701
共済組合事業に関する相談	〃 福利厚生等相談	〃 6689

※税金に関するお問合せは、管轄の税務署へお願いします。

また、国税庁ホームページの「タックスアンサー」

(<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>) も参考にしてください。